

駐車監視員活動ガイドライン

【築地 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道405号	外堀通り	銀座1－2(首都高速道路下)先	銀座8－3先土橋交差点	9－翌3	
2	国道15号	中央通り	銀座1－2(首都高速道路下)先	銀座8－8先	9－翌3	
3	主要地方道305号	晴海通り	銀座4－1先数寄屋橋交差点	銀座4－14先万年橋	7－翌3	
			銀座4－13先万年橋	築地6－19先勝鬨橋	7－翌3	
4	主要地方道316号	昭和通り	銀座1－17(首都高速道路下)先	銀座8－15(高速都心環状線下)先	7－翌3	
5	主要地方道50号	新大橋通り	入船1－1先	築地3－16先築地四丁目交差点	9－19	
			築地4－7先築地四丁目交差点	銀座8－21先汐先橋交差点	7－翌3	
6	主要地方道316号	海岸通り	銀座8－15先昭和通り	浜離宮庭園1先	7－21	
7	都道50号	環状第2号線	築地5－2先旧青果門前交差点	築地5－2先築地大橋	7－翌3	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道473号	佃大橋通り	入船3－2先入船橋交差点	湊3－18先佃大橋	9－17	
2	区道	鉄砲洲通り	湊1－8先	湊3－11先佃大橋交差点	9－17	
3	区道	－	築地6－16先勝どき橋西交差点	明石町3先	9－17	
4	区道	居留地中央通り	築地6－9先築地六丁目交差点	明石町2先佃大橋西交差点	9－17	
5	区道	－	新富1－1先新金橋	湊1－8先南高橋	9－17	
6	区道	－	築地2－11先	築地1－7先亀井橋	9－17	
7	区道	中央市場通り	築地5－1国立がんセンター北西の通り		9－17	
8	区道	－	銀座6－18先采女橋公園前	築地4－15先市場橋	9－17	
9	区道	平成通り	新富1－13先	築地2－15先	9－17	
10	区道	－	築地4－7先	築地4－4先	9－17	
11	区道	築地・新富・入船・湊・明石町地区パーキング路線			9－17	
12	区道	聖ルカ通り	築地3－8先	明石町12先	9－17	
13	区道	居留地通り	明石町10先	明石町9先	9－17	
14	区道	－	明石町10先	明石町1先	9－17	
15	区道	居留地通り	明石町8先	明石町7－11先	7－19	
16	区道	－	明石町7－11先	湊1－14先	7－19	
17	区道	波除通り	築地6－27先 築地6－27先	築地4－16先 築地6－21先	7－19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	銀座1丁目～銀座8丁目中央通りの西側路線	9－翌1	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	銀座1丁目～銀座8丁目中央通りの東側路線	9－21	
2	京橋築地小学校周辺	7－19	
3	築地本願寺周辺及びあかつき公園通り周辺	7－19	
4	国立がんセンター周辺	7－19	
5	築地場外市場	7－19	
6	聖路加国際病院周辺	9－17	